

特別選抜制度に関するQ & A③ (R6.11)

Q13：面接の目的と内容は？

A13：高校入学後の意欲等の確認を目的としています。面接では、受検生から提出された「特別選抜の出願に係る自己申告書」も参考に、中学校での生活や学習の状況、志望理由や入学後の抱負等を質問します。



Q14：学力検査における合格ラインとは、どのようなものですか？

A14：受検した学校または学科で必要とされる学力が備わっているかを判断するための基準です。「一般選抜」の検査結果を参考に、学校（学科）ごとに設定されます。なお、「特別選抜」においては、学力検査の成績及び面接の結果により総合判定して選抜を行います。



Q15：「一般選抜」と「特別選抜」の間の志願変更はできますか？

A15：志願変更期間中であれば、変更は可能です。なお、選抜の種類が異なる志願変更を行う場合には、新たな書類の提出が必要となります。手続きに関しては、中学校の先生に確認してください。



Q16：入学後、特別選抜合格者は、生活面や学習面において、一般選抜合格者との違いや区別などはありますか？

A16：高校入学後は、一般選抜合格者との区別はなく、所属クラスで他の生徒と一緒に学ぶことを前提としています。「Q&A①」のQ1でもお知らせしましたが、長期欠席等を経験した生徒に、志望する高校への出願を前向きに考えてもらうため、本制度を導入しました。



↓ 次ページへ続く

Q17：募集人員の内訳で、例えば「工業科3名以内、普通科1名以内、合計3名以内を原則とする」とある場合は、どのように考えればよいですか？

A17：この場合、原則として、工業科と普通科を合わせて全体で最大3名が合格者となります。その範囲内で、工業科は最大3名、普通科は最大1名が合格すると考えてください。
(3名合格のケース：工業3・普通0 または 工業2・普通1)



Q18：「特別選抜」の合格者数が募集人員より少ない場合は、「一般選抜」の募集枠はどのようになりますか？（例：特別選抜の募集人員3名で、合格者が2名であった場合）

A18：「特別選抜」の募集人員は、後期募集人員の内数としていますので、「特別選抜」の合格者数が募集人員より少ない場合は、その分「一般選抜」の募集枠が多くなると考えてください。上の例では、「一般選抜」の募集枠が1名多くなることとなります。



Q19：「特別選抜」の合格者数が、募集人員より多くなることはありますか？

A19：「特別選抜」の合格者数は、原則として募集人員を最大数としていますが、「一般選抜」の受検者数や検査結果によっては、募集人員より多くなる場合もあり得ます。



Q20：今後の情報提供等がありますか？

A20：今後も県教委のHPにて、必要に応じて『Q&A』を追加していく予定です。なお、入試制度等に関するご質問は、県教育委員会教育企画室まで遠慮なくご連絡ください。

